

○防衛省告示第二十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和六年二月十六日

防衛大臣 木原 稔

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
角力灘掃海訓練水域 （長崎県西海市大瀬戸町松島地先）	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる海面 (1) 北緯三二度五六分五一・三六秒 東経一二九度三二分五八・〇七秒 (2) 北緯三二度五四分二四・五三秒 東経一二九度三五分二九・八四秒 (3) 北緯三二度五三分二六・九四秒	令和六年三月一日から同月六日までの間、毎日〇時から十四時まで	全ての漁船の操業の禁止

(4)

東經一二九度三四分一一・五二秒

北緯三二度五五分五三・七四秒

東經一二九度三一分三九・七四秒